二三	関税率表第四四〇七・二五号、第四四〇七・二六号、第四四〇七・二九号の一又は第四四〇七・九九号の一に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの 関税率表第四四〇九・二九号の三の㈠に掲げる物品	一七、五五〇、八九四千円
二四	関税率表第四四〇七・二五号、第四四〇七・二六号、第四四〇七・二九号の一又は第四四〇七・九九号の一に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの以外のもの	一五五、六六八千円
二五	関税率表第四四〇八・一〇号の二の㈡、第四四〇八・三一号の二、第四四〇八・二九号の四の㈡又は第四四〇八・九〇号の二の㈡に掲げる物品のうち 合板用単板	二、〇〇九、〇九八千円
二六	関税率表第四四〇八・一〇号の二の㈡、第四四〇八・三一号の二、第四四〇八・二九号の四の㈡又は第四四〇八・九〇号の二の㈡に掲げる物品のうち 合板用単板以外のもの 関税率表第四四〇八・三九号の一の㈡又は第四四〇八・九〇号の一の㈡に掲げる物品	四、三三二、八九二千円
二七	関税率表第四四〇九・二一号の一又は第四四二一・九〇号の一に掲げる物品	三六七、四三六千円
二八	関税率表第四四・一〇項又は第四四・一一項に掲げる物品	九、二〇二、五五六千円
二九	関税率表第四四〇八・一〇号の二の㈠、第四四〇八・三一号の一、第四四〇八・三九号の一の㈠、三の㈠若しくは四の㈠、第四四〇八・九〇号の二、第四四一二・一〇号の二、第四四一二・九四号、第四四一二・九九号又は第四四二〇・九〇号の一に掲げる物品	六、九三四、五九三千円
三〇	関税率表第四四一八・九〇号の二の㈡に掲げる物品のうち 欄間	八二四、四一九千円
三一	関税率表第四四一九・〇〇号の一に掲げる物品	一、六五〇、五〇三千円
三二	関税率表第四四二一・九〇号の三の㈠に掲げる物品	二八〇、七八〇千円
三三	関税率表第四四類に掲げる物品（関税率表第四四一二・一〇号の一、第四四一二・三一号、第四四一二・三九号に掲げる物品並びに第二二項から第三二項までに掲げるものを除く。）	七六、三四七、五一六千円
三四	関税率表第四六〇二・一一号、第四六〇二・一九号の一に掲げる物品 関税率表第四六〇二・一九号の二に掲げる物品のうち 畳床以外のもの	二、七八五、五三四千円
三五	削除	

三六	関税率表第五〇〇六・〇〇号の二、第五〇〇七・一〇号又は第五八〇三・〇〇号の二の㈠に掲げる物品	三六、五〇八千円
三七	関税率表第五一・〇六項に掲げる物品	二四九、四六六千円
三八	関税率表第五一・〇七項に掲げる物品	一、四七二、三一九千円
三九	関税率表第五一一一・一一号の一、第五一一一・一九号の一、第五一一一・二〇号の一、第五一一一・九〇号の一、第五一一二・一〇号の一、第五一一二・二〇号の一、第五一一二・三〇号の一又は第五一一二・九〇号の一に掲げる物品	一、二七二千円
四〇	関税率表第五一・一一項又は第五一・一二項に掲げるものを除く。）	三、九三五、四八六千円
四一	関税率表第五二・〇四項、第五二〇五・一一号の一、第五二〇五・一三号の一、第五二〇五・一五号の一、第五二〇五・二一号の一、第五二〇五・二二号の一、第五二〇五・二四号の一、第五二〇五・二六号の一、第五二〇五・二七号の一、第五二〇五・三一号の一、第五二〇五・三二号の一、第五二〇五・三三号の一、第五二〇五・三四号の一、第五二〇五・三五号の一、第五二〇五・四二号の一、第五二〇五・四三号の一、第五二〇五・四四号の一、第五二〇五・四六号の一、第五二〇五・四八号の一、第五二〇五・五二号の一、第五二〇五・五三号の一、第五二〇五・五四号の一、第五二〇五・五五号の一、第五二〇五・五六号の一、第五二〇五・五七号の一、第五二〇五・五八号の一、第五二〇六・一一号の一、第五二〇六・一二号の一、第五二〇六・一三号の一、第五二〇六・一五号の一、第五二〇六・二二号の一、第五二〇六・二三号の一、第五二〇六・二四号の一、第五二〇六・二五号の一、第五二〇六・二六号の一、第五二〇六・二七号の一、第五二〇六・三二号の一、第五二〇六・三三号の一、第五二〇六・三四号の一、第五二〇六・三五号の一、第五二〇六・四一号の一、第五二〇六・四二号の一、第五二〇六・四三号の一、第五二〇六・四五号の一、第五二〇七・一〇号の一若しくは二の㈠、第五二〇七・九〇号の一若しくは二の㈠、第五八〇二・一一号、第五八〇三・一九号又は第五八〇三・八〇の一に掲げる物品	二九一、八五二千円
四二	関税率表第五三・〇九項又は第五三一・〇〇号の一に掲げる物品 関税率表第五三〇八・九〇号の二に掲げる物品のうち ラミー糸	五三七、九六四千円
四三	関税率表第五四〇二・二〇号の二の㈠、第五四〇二・三二号の二の㈠、第五四〇二・四六号の二の㈠、第五四〇二・四七号の二の㈠、第五四〇二・五二号の二の㈠又は第五四〇二・六二号の二の㈠に掲げる物品 関税率表第五四〇二・四四号の二の㈡に掲げる物品のうち ポリエステルのもの	九四三、九一七千円
四四	関税率表第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五八一一・〇〇号の二の㈠若しくは㈢に掲げる物品	一、五七八、九四二千円